

参考様式 2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 27 年 3 月 19 日

福井市長 東村 新一



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
薬師集落
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 27 年 3 月 19 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
 - 1 経営体数

法人	1 経営体
個人	0 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
 - ・担い手はいるが十分ではない。
5. 農地中間管理機構の活用方針
 - ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
6. 地域農業の将来のあり方
 - ・地域の認定農業者と利用権設定を行い、農地の修正を図って行く。
 - ・集落周辺に防護柵を連携して設置し、獣害を減少させていく。